

秋田市告示第54号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

秋田市長 沼谷 純

- 1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 名 称 三菱マテリアル電子化成株式会社
 - (2) 住 所 秋田市茨島三丁目1番6号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 西 中 啓 二
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
秋田市新屋町字天秤野153番11、13、14
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第7条第14号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
無機汚泥（主成分は含水率49%から60%までのフッ化カルシウムおよび二水石膏ならびに水分）
- 5 申請年月日
令和8年1月26日
- 6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）
 - (2) 秋田市新屋扇町13番34号
西部市民サービスセンター

7 縦覧の期間

令和8年2月20日から同年3月19日まで。ただし、休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

8 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）

(1) 意見書の宛名 秋田市長 沼谷 純

(2) 意見書提出者の氏名又は名称、住所および電話番号ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 意見の対象となる申請者の名称および施設の種類

(4) 生活環境の保全上の見地からの意見

11 意見書の提出期限

令和8年4月2日

12 意見書の提出先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）

13 意見書の提出方法

持参又は郵送とする。なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日を除く。